

現行計画 (令和3年3月修正)

「交野市地域防災計画」は災害対策基本法第42条及び南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき交野市防災会議が定める計画であり、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務大綱を定め、もって防災活動を総合的かつ計画的な推進を図るとともに、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。

以上を踏まえた上で、交野市防災会議では、災害が発生した場合における被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念に、5つの「**基本方針**」を掲げ災害対策を講じる。

基本方針

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

計画の構成

総則編	
災害予防対策編	
災害 応急	地震災害応急対策編
	風水害応急対策編
	その他災害応急対策編
	災害予防対策編
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 南海トラフ地震防災対策推進計画編	
災害復旧・復興対策編	
資料編	

修正の背景

近年の災害等

大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、令和元年台風15号、台風21号、令和3年熱海市伊豆山地区土砂災害、新型コロナウイルスの感染拡大、令和3年和歌山市大規模断水

国の動向

- ・防災基本計画の修正（令和3年5月、令和4年6月、令和5年5月）
- ・災害対策基本法の改正（令和3年5月）
- ・流域治水関連法案の整備（令和3年5月）
- ・避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）

府の動向

- ・大阪府地域防災計画の修正（令和3年1月、令和4年1月、12月）
- ・たち川の洪水浸水想定区域図の更新（令和3年12月）
- ・おおさか防災ネットのリニューアル（令和4年4月）

市の動向

- ・交野市受援計画作成（令和5年3月）
- ・交野市災害廃棄物処理計画作成（令和5年4月）
- ・ため池ハザードマップを追加した総合防災マップ更新（令和5年9月）

主な修正点

1. 上位計画（国・府の防災計画）修正によるもの

- 避難指示の一本化
- 個別避難計画
- 宅地造成及び盛土対策
- 空き家等の対策
- 新型インフルエンザ等感染症対策

2. 市の防災体制づくりのための修正

- 計画の構成の見直し
- 組織体制の見直し
- 新たな災害への対応
- 防災公園・防災空地の整備

1. 上位計画（国・府の防災計画等）修正によるもの

○避難指示の一本化

本来避難すべきタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生し、避難勧告と指示の違いが十分に理解されていなかったことから、災害対策基本法の改正により「避難指示」に一本化された。

⇒警戒レベル4避難指示を記載し、警戒レベルごとの対応を整理
（災害予防対策編59ページ 第2章第7節 避難受入れ体制の整備）
（風水害応急対策編24ページ 第1章第4節 避難誘導）

○個別避難計画

避難行動要支援者名簿の普及は進んでいるものの、いまだに災害時には多くの被害が発生しており、実行性の確保が課題となっていることから、災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が努力義務化された。

⇒個別避難計画について追記
（災害予防対策編72ページ 第2章第11節 避難行動要支援者支援体制の整備）

○宅地造成及び盛土等対策

令和3年に熱海で発生した土砂災害を受け、盛土による災害の危険性の総点検が行われることとなり、全国的に対策を推進していく。

⇒盛土による災害を防止する対策等を追記
（災害予防対策編22ページ 第1章第4節 土砂災害予防対策の推進）

○空き家等の対策

高齢化等に伴い空き家は増加しており、社会問題となっている。
災害時には倒壊等により危険性が高まることから、対策を講じる。

⇒空き家等の対策について追記
（災害予防対策編10ページ 第1章第2節 建築物の安全化）

○新型インフルエンザ等感染症対策

令和2年頃より全世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に感染症法上の分類が5類となったが、今後も新型インフルエンザ等感染症がまん延する可能性がある。そのような中での災害発生に備え、対策を推進する。

⇒新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等に対する対策を追記
（災害予防対策編57ページ 第2章第7節 避難受入れ体制の整備）

2. 市の防災体制づくりのための修正

○計画の構成の見直し

「地震復旧・復興対策編」と「災害復旧・復興対策編」に分かれた構成となっていたが、内容はほとんどが同一の内容であったため、一本化し効率化を図る。

⇒「地震復旧・復興対策編」と「災害復旧・復興対策編」を1本化
(災害復旧・復興対策編)

○組織体制の見直し

災害対策本部（警戒本部）における各組織体制及び業務の見直しを行うことにより、より実態に即し、迅速かつ的確な応急対応を行う体制を構築する。

⇒「情報総括部」を創設し、情報収集、発信を総括する
(地震災害応急対策編2ページ 第1章第1節 組織動員)
(風水害応急対策編16ページ 第1章第2節 組織動員)

⇒建物被害の対応を集約して行うため「建築物対策部」として整備
(地震災害応急対策編3ページ 第1章第1節 組織動員)
(風水害応急対策編18ページ 第1章第2節 組織動員)

⇒「物資部」「避難対策部」をより適切な体制に見直し
(地震災害応急対策編4ページ 第1章第1節 組織動員)
(風水害応急対策編18ページ 第1章第2節 組織動員)

○新たな災害への対応

今までには検討ができていなかった災害についても、計画に明記することにより態勢を整え、来たるべき災害への備えを行う。放射性同位元素等に関しては、市内にも取扱業者があることから追記し、大規模断水については令和3年に発生した和歌山市の水道橋崩落による大規模断水や、本市内で水道管破損により約1万世帯が断水したことを受け、追記する。

⇒「放射性同位元素等災害応急対策」について追記
(その他災害応急対策編20ページ 第3節)

⇒「大規模断水応急対策」について追記
(その他災害応急対策編12ページ 第4節)

○防災公園・防災空地の整備

災害時に一時避難場所や、災害は貴物の仮置場として活用可能な防災機能を有した防災公園・防災空地の整備を推進するため計画に明記する。

⇒「防災公園・防災空地の整備」について明記
(災害予防編2ページ 第1章第1節 都市の防災機能の強化)